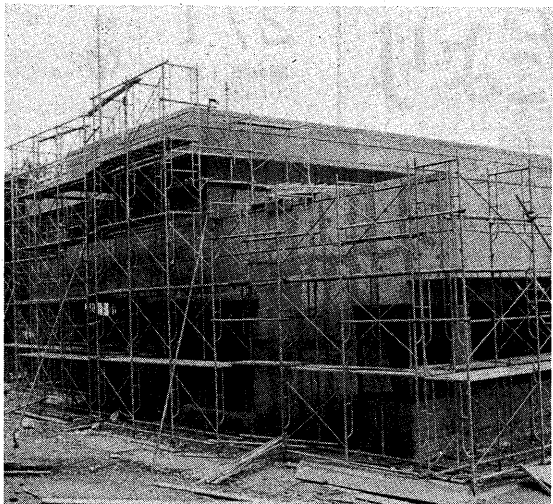




▲税金は暮らしの周辺整備や町づくりに大きく生かされています。
(仮称・広野公民館の建設工事)

住民税・所得税の申告

正しく、お早目に

2月17日から受け付け

住民税と所得税の申告時期になりました。正しい申告と納税は、健全な市民社会のルールです。申告に当たっては、税務職員や税理士にも十分相談して、誤りのない正しい申告をされるようお勧めします。また、申告期限間近になると窓口が大変混雑し、落ち着いて相談出来なかったり、長時間待たなければならないことになりかねませんので、早目にお越しください。申告期間は、所得税の確定申告と同じ二月十七日から三月十五日までです。

住民税の申告

申告の必要な人

①昭和六十一年一月一日現在宇治市内に住所をもち、六十一年中所得のある人②宇治市内に事務所・事業所または家のある人
なお、所得が少なすぎて非課税対象となる人も、申告する。

申告の必要がない人
①所得税の確定申告を税務署に提出する人
②収入を証明するもの(収入額や必要経費が分かる書類や源泉徴収票・収入証明書など)を持参する。

申告時の注意点

①住所について申告書には六十一年一月一日現在の住所を現住所の記入。電話番も忘れず記入。
②所得について申告書には、収入額と必要経費が分かる書類や源泉徴収票・収入証明書などを持参する。

正しい確定申告を

所得税は、納税者が自分で計算し、お早目に申告と納税をすることが大切です。申告漏れや間違えた申告をする場合は、税務署に相談してください。

所得税の申告

所得税は、納税者が自分で計算し、お早目に申告と納税をすることが大切です。申告漏れや間違えた申告をする場合は、税務署に相談してください。

各所で出張受け付け

市・府民税の申告

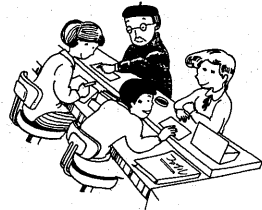
市民税課では、申告期間中は土曜日も平日より午後五時から市・府民税の申告を受け付けています。
また、左表のとおり市内各所で出張受け付けをします。

住民税の出張受け付け日程表

月日	会場
2/20(木)	木小 公民館 分館
21(金)	伏見信用金庫六地蔵支店 分館
24(月)	伊勢田 公民館 分館
25(火)	開旦 公民館 分館
26(水)	ケ地 公民館 分館
27(木)	東大 公民館 分館
28(金)	太陽神戸銀行宇治支店

※時間は、いずれも午前10時～正午と午後1時～4時(ただし、太陽神戸銀行は午後3時まで)。

問い合わせ



市・府民税…市役所市民税課(☎3141)
所得税…宇治税務署(☎4141)

所得税確定申告

納税相談所を開設

小規模事業者を対象に

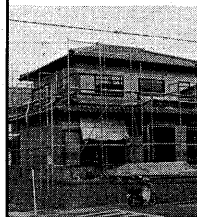
所得税の納税相談日程表

月日	会場
2/20(木)	宇治商工会議所 宇治市農協東宇治支店
21(金)	宇治商工会議所
24(月)	京都銀行小倉支店
25(火)	宇治市農協東宇治支店
26(水)	宇治商工会議所 宇治市農協東宇治支店
27(木)	宇治商工会議所 宇治市農協東宇治支店
3/3(月)	宇治商工会議所 宇治市農協東宇治支店
4(火)	京都銀行小倉支店
5(水)	京都銀行小倉支店 宇治市農協東宇治支店
6(木)	宇治市農協東宇治支店
7(金)	宇治商工会議所
10(月)	宇治商工会議所
11(火)	京都銀行小倉支店

※時間は、いずれも午前10時～正午と午後1時～4時。

住宅取得控除など…

所得税確定申告 説明会



とき 2月7日(金)
午後1時半～4時
ところ 宇治市中央公民館
(文化センター内)
共催 宇治税務署・宇治市役所
※住宅取得控除などの申告についての説明会です

納入業者の登録申請

2月1日から受け付け

学校給食用物資

宇治市立学校給食では、年間百六十日、一日約一万五千分の給食を作るために、食料品、食器、調理器具、燃料、清掃用品、印刷用紙、事務用品、その他を、登録業者から購入しています。登録業者は、昭和六十一年一月一日から二月一日までの間に、市教育委員会の学校給食事務局に申し込み、納入することが出来ます。申し込みは、登録料一万円とします。



城南衛生管理組合で指名願いの受け付け

城南衛生管理組合では、昭和六十一年度(平成三年)の建設工事、測量、設計、コンサルタン業務、物の購入などについて、指名競争入札参加資格審査申請書の受け付けを、二月一日から十八日まで行います。問い合わせは、城南衛生管理組合総務課・用度管理係(☎76-6631-517)へ。(城南衛生管理組合)

保健・衛生・相談・移動図書館（2月分）

献

- 12日（陸上自衛隊関西地区補給処、10時～正午、13時～15時半）。28日（宇治高等専修学校、10時～正午、13時～15時半）。

飼えなくなった犬・猫の引き取り

- 10日（木幡公民分館10時40分発、小倉公民館10時50分発、旦椋公会堂11時10分発、宇治保健所11時半着）。その他、毎週月曜日（午前9時～10時半）宇治保健所で実施。

相談あんない

- 青少年相談（18日、市民会館13時～16時）。
 - 京都府交通事故相談（5日、19日、京都府宇治地方振興局 ☎ 2049、9時～16時）。
- 交通事故の法律問題、示談のしかた、賠償額の算定、訴訟や調定のしかた、自賠責保険の利用のしかたなど、お気軽にご相談ください。

ださい。相談は無料、秘密は厳守。交通事故のご相談は1日も早く。

社会福祉協議会の法律(定員10人)・年金・結婚・心配ごとなどの相談日程や、行政・人権・消費生活・精神薄弱者相談の日程は、60年度版「市民カレンダーと手びき」に掲載。ご利用ください。

このほか、市政相談と一般生活相談は市役所市民相談室で、消費苦情相談は商工視光課で、教育相談は教育委員会、日曜日を除く毎日受け付け。家庭児童相談は月～金曜日の10時～16時に総合福祉会館3階の家庭児童相談室（☎8698）で。高齢者職業相談（無料）は毎週火・金曜日の9時～16時に総合福祉会館2階の老人福祉センター（☎25652）で。

第3回宇治市観光写真コンクール応募票

題 名					
氏 名					
住 所					
年 齡	歲	性別	男·女	電話	
學校名					
攝場 影所			攝 年	影 月	日

▲この様式と同じ応募票をつくり
写真の裏にはってください。

作品を募集(2月1日～25日)

第3回
宇治市観光写真コンクール

ビジネス▼申し込み・問い合わせ

今日の夕方は、四時を通じ
た宇治の茶懐。季節感あ
ふれる風景、行事、風物など
宇治のさまざまな姿新鮮な
感覚でとらえてほしい。な
お、新企画として、ジュニア
の部も設けまして、

▼応募資格：特になし。ジュニアの部は小・中学生▼規
格：カラ、フリント、四つ切
りサイズ、新しい作品で専
真、未発表のもの。ジュニア
の部はカラーフリント、キャ
ンペ

投票ポイント選20点。ジュニア
の部は発表と投票ポイント入
選品▼発表：3月上旬
▼投票：3月中旬
▼写真展：3月中旬以降、市役所セ
ンターにて予定▼主催：宇
治市、宇治商工会

なお、入賞品の頒贈は主
催者に帰属します。入賞後は
定めた期日までに展覧（全カ
ラはポスター）を提出したか
ら。応募作品は返却しません
（画士親文庫）

移動図書館

日	4日(火)	5日(水)	6日(木)	7日(金)	12日(火)	13日(水)	14日(金)	18日(火)	19日(水)	21日(金)	25日(火)	26日(水)	28日(金)
地域	六地蔵	東富山	東富山	岡屋	黄葉	志津川	南渡町	西久保	西久保	緑ヶ原	伊勢山	開	北嶺島
駐車時間	13:30～14:00	13:30～14:10	13:30～14:20	14:40～15:30	10:00～11:00	13:30～14:00	10:00～11:00	13:30～14:20	14:40～16:00	10:00～11:00	14:00～16:00	13:30～14:30	14:00～15:30
駐車場所	御藏山小学校	明星保育園上ル	南部小学校	岡屋小学校	万幡寺駐車場前	志津川スズ姫園前	南渡町児童公園	西久保小学校	緑ヶ原田緑地	南小倉小学校	伊勢山神社	開公民分館前	北嶺島小学校

2月の燃えないゴミ・し尿収集日程表

燃えないゴミ（市役所清掃事務所☎22-3141）

2/3	19	木 幡 (平尾、須賀、御蔵山、畑山田、御園、陣ノ内、赤塚、花柳、金草原、北畠、松尾、北山、国鉄以東の正中・東中)
4	20	六 地 蔵 (全域) (河原、北畠、西中、内畑、大瀬戸、西浦、中村、南山畑、南山、南端、国鉄以西の正中・東中)
5	21	五 ケ 庄 (広岡谷、国鉄以東の芝ノ東) 木 幡 (熊小路) 五 ケ 庄 (熊倉島、谷前、西田、古川、北ノ庄、西川原、壇ノ東、寺寄道、野森、大林、梅林、式番、新朝、平野、折坂、福角、一・二・三番割、国鉄以西の芝ノ東、高峰山)
6	22	菟 道 (平町) 五 ケ 庄 (大八木島、上村、岡本、日皆田、一里塚、戸ノ内、京大宿舎) 菟 道 (平町を除く全域) 羽戸山1町4丁目 明志 1町 (全域) 星津 川 (全域) 志宇 川 (山本、乙方、東内、又振、山田)
7	24	宇 治 (尻尾、小桜、宇文字、番番、妙奈、蓮華、塔川、善法、東山、下居、琵琶、大林、式番、森森、水阪、矢落、若森、国鉄以南の天神) 天神台1～3丁目 白 居 川 (全域) 白 居 台 (全域)
8	25	小 倉 蔵 町 (奥畑) 伊勢田町 (全域) 伊勢田町 (国道筋を除く全域) 伊勢田町 (全域) 伊勢田町 (蛇塚、大谷、野神一部) 伊勢田町 (根根尾一部)
10	26	開 成 町 (国道筋を除く全域) 西大久保府営住宅 (1～20棟) 広 野 町 (桐生谷、一里山、東裏、寺山、国道筋を除く西裏、本屋敷)
11	27	大久保町 (北ノ山、山ノ内、南ノ口、大竹、上ノ山、久保) 西大久保府営住宅 (21～32棟)
12	28	安 田 町 (全域) 伊勢田町 (名木、浮面、蔭田、中ノ田、中ノ荒、新中ノ元、南山) 開 成 町 (国道筋) 伊勢田町 (成田、新成田、国道筋の西裏・茶屋裏、派出所前から近鉄踏切までの府道筋) 大久保町 (田原、日塚、平盛、井ノ尻、南ノ口一部)
13	3/1	宇 治 (平白) 小 倉 町 (新田島を除く近鉄以東の全域、西山) 伊勢田町 (国道筋) 伊勢田町 (北山、大谷、若林、井尻、中山、毛語)
14	3/3	小 倉 町 (南浦、山蔭、京銀前から南京信前までの市道筋以西の西浦) 伊勢田町 (遊田、砂田) 西大久保府営住宅 (33～43棟)
17	3/4	小 倉 町 (連池、堀池、南堀池、京銀前から南京信前までの市道筋以北の西浦) 伊勢田町 (南遊田)
18	3/5	根 島 町 (全域) 小 倉 町 (近鉄以東の新田島) 小 宇 治 (戸ノ内、蔭山、国鉄以北の御前・天神)

㊦ 尿（城南衛生管理組合 ☎ 075-631-5171）

六地藏・木幡・五ヶ庄・菟道・炭山・笠取地域	
1	22 車田、丸山、出口(国鉄以西)、森本(国鉄以西)、谷下り(国鉄以西)
3	24 福角(国鉄以东)、折坂(府道以东)、平野、一番割、二番割、三番割一部
4	25 西浦(国鉄以东)、三番割、芝ノ東(府道西側)、南端(国鉄以东)
5	26 芝ノ東(府道以东)、広岡谷、南山(A)、中村(さつきヶ丘)
6	27 南山(B)、金草原
7	28 南山畑、北山畑、大瀬戸(国鉄以东)、中村(国鉄以西)、東中(国鉄以东)、北畠一部
8	3/1 北畠、松尾、平尾、須賀
10	3/3 花裾、赤塚、陳之内(国鉄以东)、御園、御蔵山、畑山田、北御園、正中(国鉄以东)、町並一部
12	3/4 北御蔵山(平尾)、中御蔵山、町並、奈良町、畑町、炭山全域
13	3/5 正中(国鉄以西)、西中一部、東中(国鉄以西)、陳之内(国鉄以西)、河原、北島、徳永、柿ノ木町、一丁目、札ノ辻町、紺屋町
14	内畑、西中、中村(国鉄以西)、大瀬戸(国鉄以西)、埴・東、西浦、熊小路、南端(国鉄以西)
15	大林、梅林、芝ノ東(国鉄以西)、西浦一部
18	寺界道、古川、西田、北ノ庄、野添、谷前、西浦一部、梅林官有地、大林一部
19	西浦一部、新開、平野府宮住宅、折坂一部
20	福角(国鉄以西)、日皆田、岡本、上村、大八木畠、笠取
21	車田一部、平町、一里塚、戸ノ内(越鳥飛地)

白川・志津川・菟道・宇治・神明・広野町・開町・大久保町地域

4	25	田原、井ノ尻、日棕、平盛、南ノ口
5	26	北ノ山、山ノ内、上ノ山、大竹、茶屋裏、久保、南ノ口一部、西裏、寺山(国鉄以西)、寺山(聚光園地)
6	27	寺山、大開一部、宮谷、尖山一部、丸山、一里山(府道以南、市道以东)、中島、石塚(心華寺通以西)
7	28	東裏、一里山、桐生谷、開町、石塚(心華寺通以东)、宮北一部
8	3/1	小根尾、大開一部、尖山一部、宮東(城南荘本通以东)、宮西、宮北
10	3/3	野神、大谷、武蔵(府道以南)、大谷山(権見町)、琵琶、若森(国鉄以南)、矢落(国鉄以南)、宮東(城南荘本通以东)
12	3/4	下居、善法、香巻、妙峯、宇文字、里尾(国鉄以南)、塔川
13	3/5	連峯、乙方、東内、又坂、山田、紅倉、白川、金井ノ山、荒瀬、田中、大垣内、妙見、志津川
14		森木(国鉄以东)、段ノ上、藪里、東西集上り、東中、西中、河原、門前、比川、中筋、畑山、谷下(国鉄以东)、段ノ口(国鉄以东)

小倉町・伊勢田町・横島町・宇治・羽拍子町地域

1	22	南堀池(大毛、田中)、堀池
3	24	山崎田、渡田、砂田、南木、ウトロ、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、名木、浮面、安田町全域
4	25	中山(近鉄以東)、大谷、西郷、金城、春日森、ノ坪、島前、大町、大川原、中川原(大川原線以西)、石橋(大川原線以西)
5	26	中山(近鉄以西)、毛語、若林
6	27	羽拍子町
7	28	蛇塚、武番(府道以北)、池森、米飯
8	3/1	北山A・B・C・D団地、中央台、西山(国道以西)、神楽田(山中含む)
10	3/3	戸ノ内、矢倉(国鉄以北)、若森(国鉄以北)、里原(国鉄以北)、小桜
12	3/4	東目川、西目川、南落合(0～3の通りまで)
13	3/5	南落合(4の通り以降～13の通りまで)
14		南浦(100～110、84～98、30～33)、大京団地、山蔭一部
15		南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)
17		山蔭、平白、薮塚(大川原線以北)、大橋、北内、門口、樟貫、石橋(大川原線以東)
18		老ノ木、久保、西山(国道以東)、蓮池、寺内一部
19		東山、天王、藤山、吹前、中川原(大川原線以東)、十一(大川原線以東、国道以東)、十六(国道以東、十八(国道以東)
20		寺内、西浦
21		南堀池(本通り以北)、南堀池(本通り以南)



し尿収集の届け出を

家族や同居人に増減があったり転出転居、浄化槽設置などで、尿尿収集届出に異動があったときは市役所清掃事務所へ届け出てください。

(城南衛生管理組合)